

令和2年4月24日

第34回村上市農業委員会会議録

第34回村上市農業委員会定例会を令和2年4月24日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	鈴木いせ子	2番	阿部正一
3番	増田嘉美	4番	加藤孝平
5番	石山章	6番	遠山久夫
7番	池田千秋	8番	本間サヨ子
9番	中山和衛	10番	遠藤俊樹
11番	齋藤博	12番	佐藤健吉
13番	齋藤文夫	14番	板垣栄一
15番	稲葉浩之	16番	菅原隆雄
17番	大野章	18番	村山美恵子
19番	船山寛	20番	本間裕一

1. 欠席委員は次のとおりである。

なし

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 事業計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小川良和
事務局次長	大西恵子
事務局副参事	小田雄介
事務局係長	園部和枝

1. 午後1時32分 事務局長（小川良和君） ただいまから第34回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。本日は全員出席となります。よって、村上市農業委

員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

初めに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） ありがとうございます。

議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） 会議に入る前に、新たな異動職員の異動もありましたので、ご紹介申し上げます。

局長のほうから。

○事務局長（小川良和君） それでは、この4月から新たに農業委員会の事務局で仕事をするようになりました新メンバーを紹介させていただきます。

私のすぐ右が消防署のほうから異動してきました小田副参事です。

○事務局副参事（小田雄介君） 小田と言います。不慣れな点は多いですが、一生懸命になりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○事務局長（小川良和君） その隣が市民課から来ました伊藤主任です。

○事務局主任（伊藤歩君） 伊藤と申します。今までやってきたこととは全く別の業種になります。皆さんから一つ一つ勉強させていただければと思います。よろしくお願いします。

○事務局長（小川良和君） 今年度から名称が変わりまして、会計任用職員ということで、今までで言えば臨時さんという形でお願いすることになりました。大宅さんです。

○事務局員（大宅めぐみ君） 大宅と申します。よろしくお願いします。農業委員会の仕事というのがまだ全然分からない状態で、ちょっとずつ覚えていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局長（小川良和君） 以上、新しいメンバーです。あと、残った私、あと次長、園部さん、あと会計任用職員の渡邊さんを含めて、総勢7名で今年度業務のほうを当たらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

あと、皆様方のほうに協議連絡事項の中で職務分担ということで資料を送付させていただいております。そこに一応役割分担、担当地区も含めた形で載せさせていただいておりますので、どうぞ1年間よろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、日程3、議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。

私に一任いただければ幸いですが、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第34回村上市農業委員会定例総会議事録署名委員、議席番号20番、本間委員、議席番号1番、鈴木委員、ご兩名をお願いいたします。

(両委員了承)

○議長(石山 章君) 日程4、報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告してください。

(何事か声あり)

○議長(石山 章君) すみませんでした。説明内容を簡潔にさせていただきますので、ご了承願いたいと思います。お願いいたします。

○事務局次長(大西恵子君) それでは、報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について。今回の案件は、4件であります。

番号1番、申請事由としまして、申請地の稲葉は約30年前から、また鍛冶作りは約20年前から耕作しておらず、カヤ、ヨシ、笹などが生い茂り、現在は原野化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、番号2番、申請地は約20年前から耕作しておらず、雑木等が生い茂り、現在は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、番号3番、申請事由、申請地は約40年前に杉を植林し、現在は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

最後に、番号4番、申請地は約15年前から耕作しておらず、雑木等が生い茂り、現在は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、場所の説明をいたします。番号1番については、3ページと4ページになりまして、番号1番について3ページ、上山田地内の地図中央付近、太く囲んだ3筆が申請場所です。4ページのほう、地図の左上方向が上山田集落に続いておりまして、地図中央下方向、小さく太く囲んだ3筆が今回の申請場所になります。

次に、番号2番については、地図中央付近、南北に7号線が走っており、猿沢地内左手方向、太く囲んだ3筆が今回の申請場所になります。

次に、番号3番、地図のちょうど中央付近、新屋地内の太く囲んだところが今回の申請場所になります。

最後に、番号4番について、地図中央南北に国道7号線が走っており、その右側、太く囲まれた場所が今回の申請場所になります。

場所の説明は以上です。

○議長(石山 章君) ただいまの報告について、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、報告は以上といたします。

日程5の議題。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、8ページ目を御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

番号1番につきましては、農業者年金受給のため、親子間での使用貸借の再設定を結ぶものでございます。

続きまして、番号2番、譲渡人、西興屋\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、西興屋\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、西興屋字家ノ前\_\_番\_\_、現況地目、田、地積112平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）でございます。子供から母親へ贈与するものでございます。

番号3番、譲渡人、荃太\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、荃太\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、荃太字松葉\_\_番\_\_、現況地目、田、地積113平米、対価\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_円でございます。

番号4番、譲渡人、松岡\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、新発田市住吉町\_\_\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、土地の表示、塩野町字ミヤノ\_\_番\_\_、現況地目、畑、地積998平米、対価\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_円でございます。

位置の説明をします。9ページを御覧ください。番号2番の位置図になります。西興屋集落地内、太く囲った場所となります。

続きまして、10ページ御覧ください。番号3番の位置図になります。荃太集落地内、太く囲った場所となります。

右側、11ページを御覧ください。番号4番の位置図になります。塩野町集落地と松岡集落地が入り組んでいる場所になりますが、太く囲った箇所となります。

以上で場所の説明を終わります。

説明した4件について、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。

3番、増田委員。

○3番（増田嘉美君） 3番、増田ですが、2番の案件の通常では俺の聞き間違いじゃなければ親子間なのだけでも、子供から親に贈与という説明だったのですが、察するにその子供さんが例えばお父さんが亡くなったやつを相続か何かで所有権持っていたものを母親にその持っていた部分の一部分を贈与して、登記のし直しをしなければならぬという特別な理由があったのでしょうか。

○事務局副参事（小田雄介君） この該当の件なんですけど、お孫さんがおじいさんから相続された農地だそうで、それを今回、本人は農業もやらないしということで、何かうちの住所もちょっとこれから移転する予定であるそうです。ですので、お母さんのほうに贈与して、農業関係は一切せがれさんはやめるという形であります。

○3番（増田嘉美君） \_\_\_\_さんという人が農業をやめるということですか。

○事務局副参事（小田雄介君）　そうです。

○3番（増田嘉美君）　この8,000平米というのは、誰が所有しているのですか。

○事務局副参事（小田雄介君）　お母さんの\_\_\_\_\_さんであります。

○議長（石山　章君）　よろしいですか。

では、ほかにはないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山　章君）　ほかにはないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山　章君）　異議なしと認め、議案第1号　農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。

議案第2号　事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君）　それでは、12ページ、議案第2号　事業計画変更承認申請について。

番号1番、当初計画者、村上市塩町\_\_番\_\_号、\_\_\_\_\_、承継者、村上市下相川\_\_番地\_\_、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_、土地の表示、下相川字屋敷添\_\_番\_\_、地目、台帳、田、現況、休耕畑、面積165平米、移転内容の事由、住宅建築敷地、対価\_\_\_\_\_円、変更目的・内容、申請地は平成5年3月24日付新潟県村農地第3079号により農地法第5条の許可を得ましたが、諸般の事情により住宅の建築を断念しました。このたび承継者が住宅建築を計画したものです。

次に、場所の説明をいたします。13ページ、地図の中央に高速道路が走っており、右手方向、下相川地内の太く囲まれた場所が今回の申請場所になります。

説明は以上です。

○議長（石山　章君）　ただいまの事業計画変更承認申請と農地法の第5条の許可申請について関連する議案がありますので、議案第3号　農地法第5条の規定による許可申請についてを説明してください。

○事務局次長（大西恵子君）　それでは、14ページ、議案第3号　農地法第5条の規定による許可申請についてです。

今回の案件は6件です。

初めに、番号1番、譲渡人、村上市塩町\_\_番\_\_号、\_\_\_\_\_、譲受人、村上市下相川\_\_番地\_\_、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_、土地の表示、下相川字屋敷添\_\_番\_\_、地目、台帳、田、現況、休耕畑、地積165平米、転用目的、住宅建築敷地、契約方法は売買による所有権の移転、対価は\_\_\_\_\_円、10アール当たり  
に換算しますと\_\_\_\_\_円、農地区分は第2種農地です。

○議長（石山　章君）　それでは、事業計画変更承認申請と農地法第5条の申請の1番について、現

地調査をしていただいていますので、報告をお願いします。

7番、池田委員。

- 7番（池田千秋君） 7番、池田です。今事務局から説明あった事業計画変更及び第5条、番号1番について現地調査をいたしましたので、報告いたします。

4月の8日午前、地区担当委員、推進委員、全員と事務局より大西氏、それと行政司法書士法人という方で、\_\_\_\_\_という新潟の業者なのですが、\_\_\_\_さんという方の立会いの下、現地調査を行いました。これは、既に下相川地内の住宅建てるように全て造成されてある土地であります。本来であれば二十数年前に\_\_\_\_さんが住宅を建てておかなければならないのを何らかの事情で建てなくて、今\_\_\_\_さんという方が継承するというので、何も問題なからうかと見てまいりました。

以上です。

- 議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、事業計画変更承認申請について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

- 議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第2号 事業計画変更承認申請については承認することに決定いたしました。

それでは、議案第3号について、番号2番から事務局より説明してください。

- 事務局次長（大西恵子君） それでは、引き続き14ページ、番号2番、譲渡人、村上市七湊\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市七湊\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、山居町\_\_\_\_番\_\_、地目、台帳、現況とも畑、地積5.5平米、転用目的、住宅用道路敷地、契約方法は売買による所有権の移転、対価として\_\_\_\_円、10アールあたりに換算しますと\_\_\_\_円、農地区分は第2種農地です。

次に、15ページ、番号3番、譲渡人、村上市七湊\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、新潟市西区平島\_\_\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、村上市字田島\_\_番\_\_、地目、台帳、現況とも畑、地積394平米、転用目的、貸駐車場、契約方法は売買による所有権の移転、対価として\_\_\_\_円、10アールあたりに換算しますと\_\_\_\_円、農地区分は第3種農地。

次に、番号4番、譲渡人、村上市七湊\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、新潟市西区平島\_\_\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、村上市字田端\_\_番\_\_、地目、台帳、現況とも畑、地積184平米、転用の目的は貸駐車場、契約内容は売買による所有権の移転、対価として\_\_\_\_円、10アールあたりに換算しますと\_\_\_\_円、農地区分は第3種農地。

次に、16ページ、番号5番、貸人、村上市浜新田\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、借人、東京都世田谷区代沢\_\_\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、土地の表示、村上市字田島\_\_番\_\_、地目、台帳、現況とも畑、地積423平米、転用の目的、薬局建設敷地及び駐車場、契約方法は賃借権の設定、対価として年間\_\_\_\_円、農地区分は第3種農地。

最後に、番号6番、貸人、村上市下鍛冶屋\_\_番地、\_\_\_\_、借人、東京都品川区大崎\_\_\_\_番  
\_\_号、\_\_\_\_、土地の表示、坂町字大道端\_\_番\_\_、地目、台帳、  
現況とも畑、地積343平米、転用の目的、店舗敷地の拡張、契約方法は賃借権の設定、対価として月  
\_\_\_\_円、農地区分は第2種農地です。

次に、場所の説明をいたします。17ページ、番号2番については、地図中央JR羽越本線が走っ  
ており、その左手方向、小さく囲んだ場所が今回の申請場所になります。

次に、18ページ、番号3番、4番、5番についてです。地図中央、南北にJR羽越本線が走っ  
ており、左手方向、ちょうど村上総合病院の新築場所が行われている南方向に小さく囲んだ3筆が今  
回の申請場所になります。

最後に、19ページ、番号6番については、地図中央、南北に国道7号、東西に国道113号が走っ  
ており、坂町十文字地内の太く囲まれた場所が今回の申請場所になります。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、現地調査  
報告をお願いいたします。議案番号2番から5番についてお願いいたします。

7番、池田委員。

○7番（池田千秋君） 7番、池田です。それでは、現地調査の報告をいたします。

まず、番号2番です。これは、詳細は備考に書いてあるとおりです。自宅に入る取付け道路が車  
1台やっと余裕のないとこにちょうど隣の畑を譲り受けて拡張するというので、何も問題なかろ  
うかと全員で見してきました。

以上です。

それと、番号3番、4番、5番、これ全て関連がありますので、一緒に報告したいと思います。  
病院の、新しい村上総合病院に関する、そこに併設する薬局関係です。なお、番号5番の\_\_\_\_  
\_\_\_\_と、番号3番、4番の\_\_\_\_というの同一系列の会社でございます。現況は、いわゆる  
遊休農地状態でしたけれど、雨水等全て完璧に新しい病院関係のその道路の側溝に処理するとい  
うことで、何も問題なかろうかと思って見してきました。いわゆる第3種農地ですので、転用やむなし  
という感じで見てまいりました。

以上です。

○議長（石山 章君） 次に、議案番号6番について報告をお願いします。

13番、齋藤委員。

○13番（齋藤文夫君） 13番、齋藤です。議案第3号、番号6の現地調査の報告をいたします。

4月10日、荒川支所で9時から委員、最適化推進委員で事務局、大西次長から事前説明を受けて、  
その後、打合せ、\_\_\_\_立会いのもと、現地の確認をいたしました。現地は、国道7号線と  
113号線の交差点のローソンで、申請事由は備考のとおりであります。周辺は、住宅、それから事業

所のある地域です。今回申請の場所は、切土の処理をして、護岸ブロックで土留めをし、新店舗完成後に既存の店舗は解体をします。生活排水は、公共下水道を利用します。特に問題もないことから、許可相当と判断しましたので、委員の皆様の審議をお願いします。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番、阿部です。ちょっと事務局に要望なのですが、1番の申請地、場所は分かりますけども、このちょっと拡大したもの、10アール当たり\_\_\_\_\_の売買でありますので、ちょっと分かるような図面をここにぽっと出していただければ理解にいいかなと思いました。

○事務局次長（大西恵子君） 今ほどの番号1番についてということですね。分かりやすくということでの表示。

（何事か声あり）

○事務局次長（大西恵子君） 今後分かりやすく地図のほうを作らせていただきます。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第3号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可することに決定いたしました。

議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、20ページを御覧ください。議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。

今月は、賃借権の設定が40件、所有権移転の売買が2件、農地中間管理事業による利用権の設定が69件、合計111件の案件になります。

それでは、番号1番、貸人、山辺里\_\_番地\_\_、\_\_\_\_\_、借人、山辺里\_\_番地、\_\_\_\_\_、土地の表示、山辺里字上江\_\_番ほか3筆、現況地目、田、地積4筆計、4筆の合計で2,604平米、利用権等の種別、賃借権の設定、期間、5年間、借地10アール当たり\_\_\_\_\_円、借人は認定農業者でございます。再設定で、改良区費は貸人負担でございます。以下、40番までが賃借権の設定となります。

続きまして、30ページを御覧ください。番号41番、譲渡人、海老江\_\_番地、\_\_\_\_\_、譲受人、海老江\_\_番地、\_\_\_\_\_、土地の表示、海老江字古町\_\_番、現況地目、畑、地積143平米、利用



権等の種別、所有権の移転（売買）、譲受人は認定農業者でございます。対価\_\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_\_円です。

続きまして、番号42番、譲渡人、岩船地蔵町\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、譲受人、古渡路\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、古渡路字下野添\_\_番\_\_、現況地目、田、地積271平米ほか5筆の合計が1,335平米、利用権等の種別、所有権の移転（売買）、譲受人は認定農業者でございます。対価\_\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_\_円です。

それでは、場所の説明いたします。32ページを御覧ください。番号41番の位置図になります。海老江集落内、太く囲った位置になります。

続きまして、33ページを御覧ください。こちら番号42番の位置図になります。古渡路集落、2か所に分かれて太く囲った位置になります。

それでは、34ページから説明員を交代いたします。

○事務局係長（園部和枝君） 続きまして、農地中間管理事業による利用権の設定です。

番号43番、貸人、下相川\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、借人、新潟市中央区新光町\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、下相川字後田\_\_番\_\_、地目、田、地積、380平方メートルほか3筆、計4筆、2,584平方メートル、利用権等の種別が使用貸借による権利の設定、期間が10年間、新規の農地中間管理事業となります。

ページ進みまして、35ページ、番号46番までが使用貸借の案件です。

次に、農地中間管理事業による賃借権の設定です。番号47番、貸人、岩船三日市\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、\_\_\_\_、借人、新潟市中央区新光町\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、岩船字十町歩\_\_番\_\_、地目、田、地積2,443平方メートルほか3筆、計4筆、12,781平方メートル、利用権等の種別が賃借権の設定、期間は10年間、借賃が10アール当たり\_\_\_\_\_円、新規の農地中間管理事業となります。

ページのほう進みまして、56ページ、番号111番までが農地中間管理事業の賃借権の案件となります。以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、最初に番号9番について審議をいたします。議席番号\_\_番、\_\_\_\_、関連議案ですので、退席をお願いいたします。

（\_\_番 \_\_\_\_\_君退席）

○議長（石山 章君） それでは、番号9番につき質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にご異議ないようでありますので、番号9番、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

- 議長（石山 章君） 異議なしと認め、番号9番、承認することに決定いたしました。  
（\_\_番 \_\_\_\_\_君着席）
- 議長（石山 章君） \_\_\_\_\_、番号9番、承認することに決定いたしました。  
（ありがとうございましたの声あり）
- 議長（石山 章君） 次に、議案番号19番につき審議いたします。\_\_\_\_、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。  
（\_\_番 \_\_\_\_\_君退席）
- 議長（石山 章君） それでは、番号19番につき質疑に入ります。  
（発言する者なし）
- 議長（石山 章君） 承認することに決定してもよろしいでしょうか。  
（異議なしの声多数）
- 議長（石山 章君） 異議なしと認め、番号19番、承認することに決定いたしました。  
（\_\_番 \_\_\_\_\_君着席）
- 議長（石山 章君） \_\_\_\_\_、番号19番、承認することに決定いたしました。  
（ありがとうございましたの声あり）
- 議長（石山 章君） 次に、番号43番から111番まで、\_\_が議事に参与できませんので、退席をし、議長を職務代理の板垣委員をお願いいたします。  
（\_\_番 \_\_\_\_\_君退席）
- 会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、番号43から111番につきご審議をお願いいたします。  
3番、増田委員。
- 3番（増田嘉美君） 3番、増田です。46番の使用貸借の案件なのですが、合計5筆で5,164平米、5反以上にわたる面積がいわゆる無償で貸借関係を結ばれるわけなのですが、朝日の人間で分からないのですが、大須戸の深沢というところの場所辺りはただで5反も貸せるような、そういう場所なののでしょうか。そこをちょっと確かめたくて質問させていただきました。
- 会長職務代理者（板垣栄一君） 事務局、説明をお願いします。
- 事務局係長（園部和枝君） こちらのほうなのですが、やはり条件不利地ということで、こちらの5筆の農地については使用貸借ということになっていまして、以前からほかにも農地持っていらっしゃるのですが、そちらについては既に農地中間管理機構のほうに貸付け、賃貸借で貸付地となっております。
- 会長職務代理者（板垣栄一君） 3番、増田委員、よろしいですか。  
（はいの声あり）
- 会長職務代理者（板垣栄一君） ほかにご質問ありますか。  
（発言する者なし）

○会長職務代理者（板垣栄一君） しばらくなくないようでありますので、それでは43番から111番まで承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○会長職務代理者（板垣栄一君） では、43番から111番まで承認することに決定いたしました。

（\_\_番 \_\_\_\_\_君着席）

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、43番から111番まで承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

○議長（石山 章君） それでは、ただいま承認いただいた9番、19番、43番から111番までを除いて質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第4号を承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程6の議案として、その他について、皆様方から。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特になくないようでありますので、2時30分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時18分～午後2時30分

・協議、連絡事項ほか

時に午後2時40分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和2年4月24日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員

